平成２７年（再イ）第３０号
静岡県浜松市東区天王町1150番地の１
再生債務者　林　　武史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月12日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再イ）第３１号
静岡県浜松市東区天王町1150番地の１
再生債務者　林　　知子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月12日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再イ）第１３９号
神戸市北区藤原台北町１丁目18番４号
再生債務者　木村有美香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１５５号
埼玉県桶川市鴨川１丁目１番52号　エステートピア鴨川202号
再生債務者　筧　　友絵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月11日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第３５号
埼玉県深谷市東方4317番地18
再生債務者　高橋　正道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月11日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再イ）第１１２号
京都府木津川市梅美台３丁目１番地19
再生債務者　佐々木茂忠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月12日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第８号
大阪市港区磯路１丁目１番16―308号
再生債務者　大江　正浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２４号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山25番地１　エクセレントホームＢ103号、旧住所徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山25番地１　エクセレントホールＢ103号
再生債務者　鈴木　　満
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月12日　　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１７号
山口県周南市月丘町１丁目10番地　徳山医師会病院月丘住宅203号
再生債務者　古谷　謙次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月12日　山口地方裁判所周南支部

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 28 年４月 22 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東九州自動車道	福岡県築上郡築上町大字石堂468番６から 福岡県豊前市大字久路土53番３まで

２．指定する期日
平成28年４月24日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 28 年４月 22 日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
東九州自動車道	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から福岡県豊前市大字久路土まで	新設工事	平成28年４月23日